鳥羽商船高等専門学校技術相談取扱要領

制定 平成27年3月5日

(趣旨)

第1条 鳥羽商船高等専門学校(以下「本校」という。)における技術相談に係る取扱いに 関することは、独立行政法人国立高等専門学校機構技術相談に関するガイドライン(平成 27年2日4日理事長裁定に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 技術相談とは、企業等における技術的な問題を解決するために、本校の有する研究成果や技術的知識を広く活用する一時的な相談とし、申込者に対する技術的問題解決に向けての支援、及び相互の研究開発等の活性化を図るための技術指導・助言や情報交換に限定するものをいう。

(受入れの基準)

第3条 技術相談は、教職員の教育・研究業務に支障のない範囲内で実施することが可能な 場合において、受入れるものとする。

(技術相談の申込み)

- 第4条 技術相談を申込もうとする者(民間機関等)は、技術相談申込書(別紙様式第1号) を校長に提出するものとする。
- 2 校長は、技術相談の申込みがあったときは、テクノセンター長と相談のうえ、受入れの 可否を決定するものとする。

(技術相談の実施)

- 第5条 前条第2項の規定により、技術相談の受入れを決定したときは、担当教員及び申込 者へその旨を通知し、技術相談を実施するものとする。
- 2 教職員は、技術相談の経過で成果有体物の提供を行う場合は、独立行政法人国立高等専 門学校機構成果有体物取扱規則(機構規則第119号)に基づき、研究成果有体物提供契 約を締結するものとする。
- 3 教職員は、技術相談の結果、共同研究、受託研究等を行うこととなった場合は、受入れ 手続き、契約締結等の必要な手続きを行い、実施するものとする。
- 4 期間及び指導回数が特定され、かつ、技術指導の対価の他に交通費等の必要経費の徴収が必要となる場合、及び教職員の指導の下に学校の研究設備・機器等を使用する場合は、独立行政法人国立高等専門学校機構共同研究実施規則(機構規則第46号)における受入研究者指導料として取り扱うものとし、共同研究(技術指導)契約を締結するものとする。

5 技術相談の経過中又は結果として、必要に応じて、秘密保持及び知的財産の取扱いについて、契約等の締結をするものとする。

(技術相談料)

- 第6条 初回の技術相談料は無料とする。2回目以降は、1時間5,000円(消費税別途) を標準とし、校長と申込者が協議の上、定めるものとする。また、相談場所が学外である 場合には、申込者は、交通費、技術相談の分析等を実施するための費用等を技術相談料と は別に納付しなければならない。
- 2 次の一に該当する場合、技術相談料については無料とする
 - 一 公的機関からの申込みの場合
 - 二 申込者が、申込み時において、共同研究等の申請を前提とする旨の意思表示をした場合(2回目までに限る)
 - 三 申込者が、県内商工会議所等の会員の場合
 - 四 その他、校長が必要と認める場合

(技術相談費用の納付時期及び方法)

- 第7条 申込者は、前条第1項の規定により、2回目以降の技術相談の申込みを行い、決定 されたときは、遅滞なく、技術相談料等を納付しなければならない。
- 2 前項の技術相談料等の納付は、法令等に定めのある場合を除き、技術相談の開始の前と し、納付の方法は、銀行振込によることを原則とする。
- 3 納付された技術相談料等は、学校の都合により受入れを取消し及び中止した場合以外は 返金しない。

(技術相談の報告)

第8条 担当教員等は、技術相談が終了したときは、速やかに技術相談報告書(別紙様式第 2号)により校長に報告するものとする。

(事務)

第9条 技術相談の事務は、総務課企画・地域連携係において処理する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、技術相談に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成27年3月5日に制定し、平成27年4月1日から施行する。

技術相談申込書

鳥羽商船高等専門学校長 殿

下記のとおり技術相談を申込みます。

記

申込者	企業名等	
	役 職	
	氏 名	印
	住 所	
	電話	
	E-mail	
担当教職員の希望		□ 有 (担当教職員名:) □ 無
相談内容		具体的にご記入ください。

次の事項について、ご確認の上、同意いただける場合は、レをご記入願います。

9(7) 7(1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	
	□ 技術相談の経過において、担当教職員よりノウハウ等の提供を受けた場合、秘密保持
秘 密 保 持	契約を締結することに同意する。
	※同意いただけない場合、技術相談を実施することができないことがあります。
	□ 技術相談の経過又は結果、担当教職員の寄与により知的財産が生じた場合、当校へ書面
知的財産の取扱い	にて通知することに同意する。
	※同意いただけない場合、技術相談を実施することができないことがあります。

技術相談報告書

鳥羽高等専門	学校長	殿										
						(+n ++ ++)	~==					
						(報告者)	<u>所属:</u>					
							<u>役職:</u>					
							氏名:		印			
下記のと	おり技術	相談を行	いましたので	~報告]	ます。							
下記のとおり技術相談を行いましたので報告します。												
記												
技術相談実施	百時	平成)	:	~ :	(時間)				
	-	企業										
相談		役	職:									
※名刺の写し		氏	名:									
		連絡	先:									
t and the first												
相談内容	ŕ											
対 点	2											
		ノウハ	ウ等の提供		有	□ 無						
		秘密情報	報の受領		有	□ 無						
		今後の	対応		共同・受	:託研究 □]技術指導	□ 無				
		知的財産の創出 □ 有 ※詳細は別添発明等届のとおり										
		(□発明・□考案・□意匠・□ノウハウ・□その他)										
					今後創出	する可能性が	ぶ有	□無				
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									• • • • • • •			
	I	dol		7 / 1/10/10				- footstal				
	相談		: [円)	۸ -۲ ۰/-۲۰۱۸ ۲۰۱۸ ۲۰۱۳	□ 無料	3			
確認欄	秘密保 		: [済み		締結が必要		は不要			
	発明等				財産委員会		₩/7异 L					
	今後の	刈心	: [」 共向	• 受託研究	亡 □ 技術	拍导 [□ 相談継続	□ 無(完了)			
[総務課課長補	総務課企画・地			
	校	長	テクノセンター	長	事務部長	総務	課長	佐(総務担当)	域連携係			